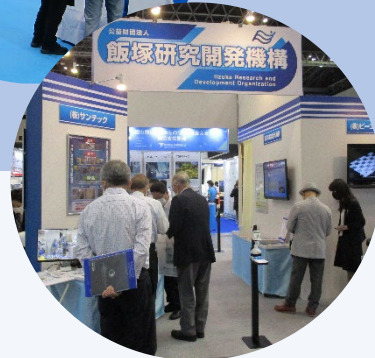


# モノづくりフェア2024

## 飯塚研究開発機構ブースの 出展企業を募集します



公益財団法人飯塚研究開発機構は、新産業・新技術の創造と地域産業の振興を支援しております。

このたび、地元ものづくり企業の製品や技術を紹介することを目的として「モノづくりフェア2024」に出展するにあたり、飯塚研究開発機構ブースへの出展企業を募集いたします。ぜひお申し込みください。

出展ブース	公益財団法人飯塚研究開発機構
展示会名	モノづくりフェア2024 主催：日刊工業新聞社
会期	2024年10月16日（水）～18日（金）10:00～17:00（最終日は16:00まで）
会場	マリメッセ福岡 A館・B館（福岡市博多区）
飯塚研究開発機構ブース	<ul style="list-style-type: none"><li>・4小間分（6m×6m）に飯塚研究開発機構コーナーと6企業の展示台を設けます。</li><li>・1社あたりのスペース（予定） 展示台サイズ：120cm×60cm、A1パネル1～2枚</li></ul>
募集企業数	6社
募集対象	福岡県内のものづくり中小企業 ※応募多数の場合の選考方法は裏面の注意事項をご確認ください。
参加費	30,000円（消費税込） <ul style="list-style-type: none"><li>・ブース全体の装飾費用込み。</li><li>・自社PR資料、製品サンプル、パネル等の展示物にかかる費用、展示物運搬費、出展にかかる人件費及び旅費等をご負担いただきます。</li></ul>
応募方法	【申込〆切】 2024年5月28日（火） 裏面申込書にご記入の上、FAXまたはメールにてお申し込みください。

※天災その他やむを得ない理由によりモノづくりフェアの開催が中止、あるいは会期が変更される場合があります。中止になった場合、参加費は全額返金いたします。

お問い合わせ  
お申し込み先

公益財団法人飯塚研究開発機構 研究開発部（村田、馬場）

〒820-8517 福岡県飯塚市川津680-41

TEL：0948-21-1156 FAX：0948-21-2150 E-mail：murata@cird.or.jp

【宛先】 E-mail: murata@cird.or.jp FAX: 0948-21-2150

公益財団法人飯塚研究開発機構 研究開発部 (村田、馬場)

申込締切：5月28日(火)

申込企業	(ふりがな)	
	(企業名)	
	〒 (所在地)	
	(代表者) * 出展参加費請求先 (役職) (氏名)	
出展担当者	(所属・役職・氏名)	
	(TEL)	(FAX)
	(E-mail) ※必須 展示会出展募集、研修講座案内等のメール配信を希望する場合はチェックしてください → <input type="checkbox"/>	
出展品名 (必須)		
出展内容	(規格：サイズ・重量等、デモ機・パソコン等の電気を使用するものの有無)	
その他 (ご質問等がございましたらご記入ください)	(注1) ①エア・ガス・裸火の使用②危険物の持込③マイクでの実演はできません。 (注2) 電気使用は1社あたり200W (単層100V) までです。	

## お申込みにあたっての注意事項

(1) 応募多数の場合は下記により第一基準、第二基準の順に出展企業を決定します。下記基準で決定できない場合はくじ引きによる抽選会を実施します。

【第一基準】下記の対象地域に開発拠点を有する中小企業、または、過去に飯塚研究開発機構において「戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)」や「医療・福祉関連機器開発支援事業」を実施した中小企業であること。

【第二基準】モノづくりフェア飯塚研究開発機構ブースへの出展回数が、直近5回の中で少ない企業を優先する。

(2) 飯塚研究開発機構ブース内の出展企業の配置はくじ引きで決定します。

出展担当者がくじ引き抽選に参加できない場合は、代理の方の参加をお願いします。

(表1) 中小企業とは

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本の額又は 出資の総額	従業員基準 常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注1) 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

(注2) 『みなし大企業の定義』

- ・発行済み株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済み株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

## 対象地域

・中間市、直方市、宮若市、飯塚市、嘉麻市、田川市、行橋市、豊前市、宗像市、福津市、古賀市、筑紫野市、朝倉市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市  
・遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡、築上郡、糟屋郡、朝倉郡の各市町村

## 中小企業の定義

(表1)に示す資本金基準と従業員基準のいずれかを満たす企業であって、みなし大企業(注2)に該当しないもの。